

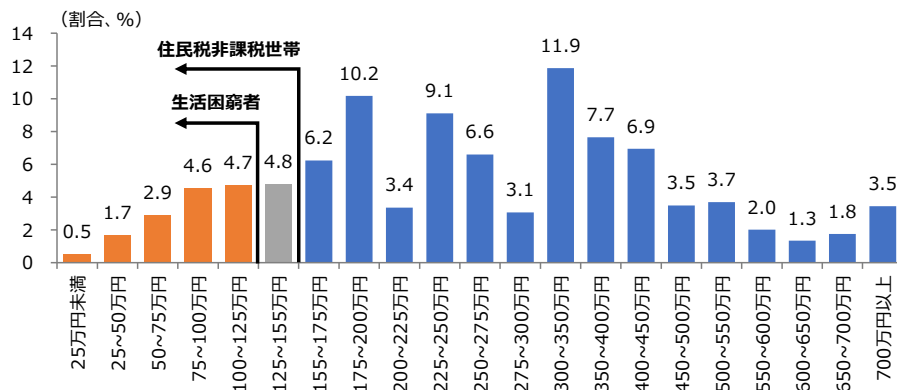
## 日本

減税・給付金による生活困窮者支援と消費下支えの効果

## 減税の効果は小さく、給付金のみの実施が望ましい

政策・経済センター  
田中康就  
03-6858-2717

## 1 等価可処分所得の分布（三菱総合研究所試算）



注：等価可処分所得＝世帯の可処分所得/世帯人員。世帯の可処分所得は各階級の中央値を用いた。例えば、世帯の可処分所得が「50～100万円」の場合は75万円として試算に用いた。また、世帯年収が「2,000万円以上」は「2,000万円」、世帯人員が「6人以上」は「6人」として試算した。当社の試算では、生活困窮者は等価可処分所得が125万円未満の者、住民税非課税世帯は同155万円未満の者となる。

出所：厚生労働省「22年度 国民生活基礎調査」より三菱総合研究所作成

## 2 減税と給付金の効果（三菱総合研究所試算）

	<1> 減税 + 給付金	<2> 減税のみ	<3> 給付金のみのみ
指標①：減税・給付金のうち生活困窮者支援に活用される割合	9%	0%	58%
指標②：減税・給付金のうち消費に回る割合	29%	27%	38%
予算規模	約5兆円	約3.5兆円	約1.5兆円

注：「減税」は住民税課税世帯を対象に1人当たり4万円の減税、「給付金」は住民税非課税世帯を対象とする世帯当たり7万円の給付金を示す。また、指標②の試算に用いた内閣府（2010）の限界消費性向は、勤務先の基本給など「恒久的な所得増加も含んだ限界消費性向」である。今回のような1回のみ減税や給付金など「一時的な所得増加の限界消費性向」はもっと小さい値が見込まれ、減税・給付金のうち消費に回る割合は図表に掲載している割合よりも小さくなる可能性が高い。出所：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」、内閣府（2010）「平成22年 年次経済財政報告」、各種報道より三菱総合研究所作成

## 評価ポイント

## 試算の背景

- 11月2日に閣議決定が予定される経済対策には、1人当たり4万円の減税（以下、減税）と住民税非課税世帯への世帯当たり7万円の給付金（以下、給付金）を盛り込まれる見通しとなった。これを受け当社では、減税と給付金が、生活困窮者支援と消費下支えにどのような効果をもたらすか、試算を行った。

## 試算方法

- 2つの指標に基づいて効果を検証した。第一に、生活困窮者支援の指標として「指標①減税・給付金のうち生活困窮者支援に活用される割合」。第二に、消費下支えの指標として「指標②減税・給付金のうち消費に回る割合」を用いた。
- 試算では、厚生労働省「2022年国民生活基礎調査」における1人当たり可処分所得（世帯人員調整済みの等価可処分所得）を用いている（図表1）。同調査によると、相対的貧困率は15%、住民税非課税世帯は全体の24%であったことから、指標①については、等価可処分所得の下位15%の者を生活困窮者、下位24%の世帯を給付金の対象世帯として試算した。
- 指標②については、上記データに加え、内閣府が2010年に推計した「世帯収入階級別の限界消費性向」のパラメータを用いて試算した。

## 試算結果

- 「減税 + 給付金」は、生活困窮者支援に活用される割合が9%、消費に回る割合が29%にとどまり、生活困窮者支援と消費下支えの観点で効率が悪い（図表2の1列目）。これは「減税のみ」の効果が小さいからである（同2列目）。「給付金のみのみ」とすると、生活困窮者支援に活用される割合は58%、消費に回る割合は38%まで高まり、予算規模も抑えられる（同3列目）。
- 現状の財政を鑑みると、政府支出は費用対効果を踏まえた慎重な判断がより重要となる。物価高を受けた国民生活の支援策としては「給付金のみのみ」の実施が望ましいだろう。